

島田市立養護老人ホームぎんもくせい指定管理者募集要項

1 趣旨

島田市立養護老人ホームぎんもくせい（以下「養護老人ホームぎんもくせい」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設である。施設の設置目的や役割を踏まえ、更なる市民サービスの向上と効果的で効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行っている。

現在指定を受けている指定管理者の指定の期間が令和6年3月で満了することに伴い、島田市立養護老人ホーム条例（平成17年島田市条例第88号）第6条第2項の規定により、令和6年4月から養護老人ホームぎんもくせいの管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集する。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 島田市立養護老人ホームぎんもくせい |
| (2) 所在地 | 静岡県島田市尾川16番地の2 |
| (3) 施設の概要 | |
| ① 構造 | 鉄骨造2階建て |
| ② 延べ床面積 | 2,214.42㎡ |
| ③ 建築年月 | 平成14年1月 |
| ④ 定員 | 50人、短期入所2人 |
| ⑤ 施設内容 | 1階 事務室、面接室、静養室、医務室兼看護師室、守衛室、会議室兼ボランティア室、霊安室、集会室、倉庫、防災倉庫、機械室
入所者関係
居室8室（2人部屋）、介護職員室、介護職員休憩室
食事関係
食堂、厨房、下処理室、食品庫、厨房事務室、厨房休憩室
浴室及び洗濯関係
浴室（男）、浴室（女）、脱衣室（男）、脱衣室（女）、洗濯室、洗濯室兼リネン室
トイレ関係
入所者用トイレ4か所、浴室トイレ2か所、厨房用トイレ1か所、共用トイレ4か所
2階 入所者関係
居室12室（2人部屋、なお平成29年度と令和2年度に間仕切り工事を行い、準個室として扱っている）、居室10室（1人部屋）、居室2室（短期入所1人部屋）、介護職員室、洗濯室、談話室、倉庫 |

トイレ関係

入所者用トイレ10か所、介護職員用トイレ1か所、共用トイレ2か所

その他 昇降機、ゲートボール場、外倉庫（町内会と共用）、外トイレ1か所

⑥ 施設平面図 別紙のとおり

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島田市立養護老人ホームぎんもくせい事業計画書（島田市立養護老人ホーム条例施行規則（平成17年島田市規則第162号）様式第2号の養護老人ホーム事業計画書をいう。以下「事業計画書」という。）に基づき、老人福祉法第11条第1項第1号に規定する者を島田市立養護老人ホームぎんもくせいに入所させ、及びこれを養護すること。
- (2) 養護老人ホームぎんもくせいの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

4 申込（応募）資格

- (1) 静岡県内の養護老人ホーム又は類似の施設において、おおむね過去10年以上の管理運営実績を有する法人等であること。
- (2) 高齢者の福祉向上に熱意があり、指定期間中、安全かつ円滑に管理運営を行うことができること。
- (3) 当該法人等又はその代表者が、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ① 国税及び地方税を完納していること。
 - ② 契約、協定等を締結する能力を有する者であること。（民法（明治29年法律第89号）上の成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者等ではないこと。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申し立てがされている者ではないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
 - ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過していない団体でないこと。
 - ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、入札の参加者資格が取り消されていないこと。
 - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）でないこと及び暴力団又は暴力団員等（暴力団員（同法第2条第6号に掲げる暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。

5 申込（募集）に関する事項

指定管理者の募集の手続き

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和5年10月23日（月）～11月7日（火）（土曜、日曜及び祝日は除く。）
- ② 配布場所 島田市健康福祉部長寿介護課（島田市中心街1番の1）
島田市のホームページからダウンロードすることも可能。
- ③ 配布時間 午前8時30分～午後5時

(2) 現地説明会

- ① 開催日時 令和5年10月27日（金）午後2時から
- ② 開催場所 養護老人ホームぎんもくせい 会議室
〒427-0009 島田市尾川16番地の2
電話 0547-33-1414
- ③ 参加人数 各法人等2名以内
- ④ 申込方法 現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAX又はEメールのいずれかで令和5年10月26日（木）正午までにお申し込みください。
〒427-0042 島田市中心街1番の1
島田市役所本庁舎内
島田市健康福祉部 長寿介護課 高齢者政策係
電話 0547-34-3293 FAX 0547-37-8200
Eメール kaigo@city.shimada.lg.jp

(3) 募集要項に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和5年10月23日（月）～10月27日（金）午後5時まで
- ② 受付方法 質問書に記入し、郵送、FAXまたはEメールで提出してください。なお、口頭、電話での質問は受け付けません。
FAX 0547-37-8200 Eメール kaigo@city.shimada.lg.jp
- ③ 質問の回答 令和5年11月2日（木）までに市ホームページで回答を公表します。

(4) 指定管理者指定申請書類の受付

- ① 受付期間 令和5年10月23日（月）～11月7日（火）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）
- ③ 申請先 〒427-0042 島田市中心街1番の1
島田市役所本庁舎内
島田市健康福祉部 長寿介護課 高齢者政策係
電話 0547-34-3293 FAX 0547-37-8200
- ④ 申請方法 持参又は郵送
郵送の場合は、書留で11月7日（火）午後5時必着（封筒表に指定管理者申請書在中と記載のこと。）
- ⑤ 提出部数 10部（原本1部、副本9部）

6 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（島田市立養護老人ホーム条例施行規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（次に掲げる事項を記載すること。）
 - ① 管理運営を行うに当たっての経営方針
（指定管理者募集の趣旨、施設の設置目的、施設の基本方針（別紙島田市立養護老人ホームぎんもくせい指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。））を踏まえ、養護老人ホームぎんもくせいの機能をより効果的に発揮するための基本方針であること。）
 - ② 管理運営を行う意欲について
 - ③ 管理運営について
 - ア 職員の配置等について
 - イ 年間の自主事業について
 - ウ 入所者等の要望の把握について
 - エ 苦情処理について
 - ④ 養護老人ホームぎんもくせいの入所者に対する適切な処遇及び施設の健全な環境の保持を図るための計画について
 - ⑤ 個人情報保護の措置について
 - ⑥ 緊急時の対応について
 - ア 防犯及び防災の体制について
 - イ 災害発生時の対応について
 - ウ その他緊急時の対応について
 - ⑦ その他特記すべき事項
 - ア 入院・通院の介助の対応について
 - イ 現在の管理者との引継業務について
 - ウ その他
- (3) 養護老人ホームぎんもくせいの管理に関する業務の収支予算書。なお、収支予算書の様式は統一様式を使用すること。（別紙1）
- (4) 法人等の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合は、その財務諸表及び事業報告書等
- (6) 設立趣旨、事業内容、組織図（従業員数を含む。）等法人の概要が分かる書類
- (7) 国税、地方税納税証明書（直近1年分）
- (8) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したもの）及び履歴書
- (9) 就業規則

7 申請時の留意事項

- (1) 応募に際して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の記載内容等に不明確な箇所がある場合等は、必要に応じ追加資料の提出を依頼することがある。
- (3) 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者候補者の選定結果の公開及び島田市情報公開条例（平成17年法律第15号）の規定による公文書開示請求に基づく開示

のため必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。

また、申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

なお、申請書類は返却しない。

- (4) 提出された書類は情報公開の請求により開示するため、提出された書類の内容について非公開としたい部分を、申請書の中で明示すること。ただし、非公開とする理由が適当でない場合は、公開する。
- (5) 施設管理に従事する者のうち1人は、防火管理者の資格を有すること。
- (6) 申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外する。
 - ① 申請書類に虚偽または不正があった場合
 - ② 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ③ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
 - ④ 複数の事業計画書を提出した場合
 - ⑤ 市が支払う指定管理料について、事業計画書において、市が示している上限額を超える提示をした場合
 - ⑥ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑦ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ⑧ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者候補者選定員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
 - ⑨ 申請書類において、第三者の権利を侵害するおそれがあると市が認めた場合
 - ⑩ その他不正行為があったと市が認める場合

8 選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、入所者に対する適切な処遇及び施設の健全な環境の保持が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、養護老人ホームぎんもくせいの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に添った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

9 管理の基準

- (1) 島田市立養護老人ホーム条例、島田市立養護老人ホーム条例施行規則及び関係法令のほか、事業計画書に従い、管理運営を実施しなければならない。
- (2) 業務仕様書（別紙）のとおりとする。

10 管理業務の範囲及び内容

業務仕様書（別紙）のとおりとする。

11 市が支払う指定管理料

- (1) 養護老人ホームぎんもくせいの管理運営に必要な経費として、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日付け厚生労働省老健局長通知）等を勘案し、市が定める「老人保護措置費支弁基準」により指定管理者に支払うものとする。

なお、「老人保護措置費支弁基準」については、社会情勢に応じて見直しすることができる。

ただし、一般事務費については、措置人数によらず施設の入所定員分の定額により算出した額とする。

なお、支払いの時期や方法は、基本協定及び年度協定により定める。

- (2) 指定管理業務を市長が指示した内容どおり確実に実施した結果、経費の節減等の指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、指定管理者に帰属する。

また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合については、市長はその補填を行わない。

- (3) 施設の管理運営に要する経費に充てるため、市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を月ごとに支払うものとする。

指定期間中の指定管理料上限額 656,090千円

12 生活管理指導短期宿泊事業に関する事項

指定管理者は、島田市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成17年島田市告示第38号）に規定する業務を受託すること。なお、受託により発生した収入は、指定管理者の収入とし、管理運営業務に係る経費に充てることとします。

13 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その決定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

14 選定方法

- (1) 指定管理者候補者の選定は、島田市指定管理者候補者選定委員会規則（平成27年島田市規則第54号）第6条の規定により開催される会議（以下「選定委員会の会議」という。）における審査を経て行う。

- (2) 選定委員会の会議は、非公開とする。

- (3) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定基準により総合的に判断する。

- (4) 指定管理者の指定については、候補者を施設の指定管理者とする旨の議案を令和5年11月の島田市議会へ提出し、その議決をもって指定管理者として指定し、その旨を告示する。

指定管理者の指定後、指定管理者と市は管理業務を行うために、必要な詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結する。

さらに、年度ごとに取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

(5) 候補者を決定したときは、選定結果を申請者に書面で通知するとともに、全ての申請者の審査結果（申請者の名称及び所在地、審査項目ごとの平均評価点数及び総合評価点数）を市のホームページで公表する。

(6) 提案内容の評価項目

審査項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	5
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。	5
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。	5
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。	5
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。	5
	地元企業の活用、地元雇用の促進等、地域振興に寄与する計画か。	5
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	5
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。	5
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。	5
	緊急時の対応が図られているか。	5
	個人情報保護の措置が図られているか。	5
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	5
	経費の圧縮が図られているか。	5
	安定的な収入を得るための計画か。	5
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。	5
	市の歳出の軽減が図れるか。	5
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	5
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。	5
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。	5
	最近の活動内容に評価する点はあるか。	5
	施設の運営に対する意欲があるか。	5
5 施設の特殊性に着目した項目	入所者に対する一層の処遇が図られるよう仕様書に定める基準以上の職員配置がなされているか。	10
	施設的环境が入所者に対し健全・清潔に保持されるか。	10
	入通院の介助及び入所者・身元引受人・親族等の苦情・要望について、適切に対応できる体制づくりがなされているか。	10
	年間、月間、週間の各行事及び地域貢献について、工夫と配慮がみられるか。	10
	職員の知識、技術、能力の向上につながる研修の受講やコンプライアンス等に係る研修の実施等、その定着を図る取り組みがみられるか。	10

	適切な安全管理体制及び非常時の災害対策（BCP等）がとられているか。（事故・虐待発生の防止体制、防犯・防災対策、感染症対策、避難訓練の実施など非常時の災害に対する対応等）	10
--	---	----

評価は、原則として、評価内容ごとに5段階で行う。

評価項目ごと、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。

総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象とはしない。

15 協定に関する事項

選定結果に基づき、議会の議決後に指定管理者を指定するとともに、協定の締結を予定する。
なお、協定書の発効日は、令和6年4月1日とする。

16 指定期間の前に行う業務

指定管理者は、指定期間の開始前に次の業務を行うものとする。

- (1) 協定について市長との協議
- (2) 配置する職員等の確保
- (3) 業務等に関する各種規定の作成及び協議
- (4) 現在の管理者との引継業務
- (5) その他指定期間の開始前に必要となる事項

17 業務の委託

管理業務を行うに当たり、管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、全て指定管理者の責任及び費用において行うものとし、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て指定管理者が負担するものとする。

なお、業務を第三者に委託する場合は、地元企業の育成及び地域経済の活性化の観点から、地元企業への優先発注に配慮すること。

18 関係法令等の遵守

養護老人ホームぎんもくせいの管理に当たっては、業務仕様書（別紙）のほか、次に掲げる関係法令等に基づき管理しなければならない。

なお、指定期間中に当該関係法令等に改正があった場合は、改正された内容による。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）

- (6) 島田市立養護老人ホーム条例（平成17年条例第88号）
- (7) 島田市立養護老人ホーム条例施行規則（平成17年規則第162号）
- (8) 島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）
- (9) 島田市情報公開条例施行規則（平成17年規則第9号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (11) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第22号）
- (12) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）
- (13) その他養護老人ホームぎんもくせいの管理業務に適用される法令等

19 職員の配置

- ・ 指定管理者は、管理運営業務を遂行するために、適正かつ効率的な業務体制を確保し、職員（人員）を配置すること。
- ・ 施設の管理運営上、有資格者が必要な場合、必ず配置すること。
- ・ 労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法等を遵守し、適正な労働関係を整えること。
- ・ 地元の雇用促進について配慮すること。

20 事務引継業務

- (1) 指定管理者に指定された法人等は、協定書の発効までの期間において、必要書類の作成、各種印刷物の作成、事務引継及び各業務の習得を行うものとする。ただし、習得期間の費用については、全て指定管理者の指定を受けた者の負担とする。
- (2) 次期指定期間の指定管理者が交代することになった場合には、必要な業務の引き継ぎを行わなければならない。

21 事業評価、モニタリングの実施

(1) 事業評価の実施

市は、事業報告書、現地調査等に基づき事業評価を行い公表する。

また、市が基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求める場合がある。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は指定期間中でもその指定を取り消すことができる。

(2) モニタリングの実施

指定管理者は、利用者の利用動向や意向・意見等を把握するため、独自のアンケート調査や、利用者との意見交換会などを実施するものとする。

22 その他

(1) 事業の適正な実施に関する事項

市長は、業務仕様書（別紙）に基づく適切な管理がされていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出や実施を求めることができる。

これにより、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合、市長は、指定期間

中であってもその指定の取消しを行う。

なお、この指定の取消しにより生じた損害については、指定管理者が負担するものとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又は業務改善の指示等に従わない場合は、市長は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。この場合、市及び施設の利用者に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

なお、次期の指定管理者が円滑に養護老人ホームぎんもくせいの業務を遂行できるよう、引き継ぎを行う。

② 市長又は指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市長又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わないときは、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、次期の指定管理者が円滑に養護老人ホームぎんもくせいの業務を遂行できるよう、引き継ぎを行う。

(3) 指定管理者は、指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）

又は指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して市に引き渡すとともに、新たな指定管理者または市と十分に事務引継を行うこと。ただし、原状回復について、市がその必要はないと認めた場合は、この限りではない。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市長と指定管理者は、誠意をもって協議するものとする。

(5) 個人情報の保護

① 指定管理者は、利用者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の適用を受ける。このため、指定管理者は、公の施設の管理に関する事務に関して個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 指定管理者は、個人情報の取扱いについて苦情があった場合は、速やかに市長へ報告するとともに、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

③ 個人情報の保護に関する法律により、事務従事者（事務従事者であった者を含む。）は、次の罰則の適用を受ける。

ア 正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(6) 施設に対する保険については、市が「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償補償保険」（全国市長会）に加入する。その他、指定管理者は、施設の管理運

営に際し、施設の不備又は業務上の不注意が原因となって第三者に損害を与えた賠償事故に対応する保険に加入すること。

- (7) 指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、島田市が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づいて行う年間エネルギーの使用量の報告など、必要な事務を行うこととする。
- (8) 事業系一般廃棄物は、指定管理者自らが処理施設へ搬入等を行い、適切に処理すること。
- (9) 指定管理者は、管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、可能な限り市内業者への発注に努めること。
- (10) 地震や風水害その他の災害が発生した際、第一次指定避難所等の生活において、特別な配慮を必要とする者を一時的に受け入れる福祉避難所として、養護老人ホームぎんもくせいの使用について協力を要請するため、市は指定管理者と協定の締結を行うこととする。（すでに協定の締結を行っており、継続して指定管理者に指定されたときを除く。）なお、指定管理者は、市からの要請をできる限り受諾するよう努めること。

23 提供する資料

- (1) 島田市立養護老人ホーム条例
- (2) 島田市立養護老人ホーム条例施行規則
- (3) 入所者数及び収支状況
- (4) 個人情報取扱特記事項
- (5) 備品一覧

24 問合せ先 申請先に同じ